松戸市教育委員会会議録

平成27年3月臨時会

開会	平成27年3月26日(木)9時30分	閉 会 〒				
署名委員	委員長 關 英昭	委 員 山田達郎				
出席委員	委員長 關 英昭	○ 委員市場卓○				
	委員長職務代理者 瀧田泰子	○ 委員 山田達郎 ○				
氏名	委 員 松田素行	〇 教育長 伊藤 純一 ×				
出席職員	内訳別紙のとおり					
提出議案	内訳別紙のとおり					
特記事項						

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成27年3月臨時教育委員会

	T			平成 27 年 3 月 臨時教育委員会					
No.	部課名 及	び 職制名	氏	名	No.	部課名	及び職制名	氏	名
1	生涯学習部	部長	青柳	洋一	21	指導課	課長補佐	生貝	博子
2	学校教育部	部長	大井	徹	22				
3	IJ	参事監	門	良英	23				
4	4 教育企画課 課長		宮間	秀二	24				
5	IJ	専門監	関	聡	25				
6	IJ	課長補佐	中野	幸子	26				
7	IJ	課長補佐	加藤	将秀	27				
8	IJ	主幹	横田	浩一	28				
9	IJ	主査	根岸	亮子	29				
10	IJ	主査	藤中	孝一	30				
11	IJ	主査	斉藤	政彦	31				
12	IJ	主任主事	小泉	良太	32				
13	IJ	主任主事	橋本	欣之	33				
14	IJ	主事	伊藤	翔	34				
15	教育財務課	課長	鈴木	三津代	35				
16	II.	課長補佐	三根	秀洋	36				
17	IJ	主査	萩原	弥生	37				
18	学務課	課長	久保才	大 晃一	38				
19	IJ	課長補佐	高橋	信一	39				
20	指導課	課長	田迎	宏之	40				
	<u> </u>	·		<u> </u>					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

平成27年3月臨時教育委員会会議次第

1	日	時	平成27年3月26日(木) 午前9時30	分					
2	場	所	教育委員会 5 階会議室						
3	議	題							
(1))	議	秦						
	1	議案第80号							
		松戸市	市教育委員会職員の人事について	(教育企画課)	••• p 1				
2	議案第	第81号							
		松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の制定							
		につい	ハて	(学務課)	••• p 2				
3	議案第	第82号							
		松戸市	市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について	(指導課)	••• p 10				
4	4	議案第	第83号						
		松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を							
		改正	する規則の制定について	(教育企画課)	••• p 12				
5	(5)	議案第	第84号						
		松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正							
		するタ	規則の制定について	(教育企画課)	••• p 15				
6	6	議案第	第85号						
		松戸市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定に							
		つい	~	(教育企画課)	••• p 18				
C	7	議案第	第86号						
		松戸ī	市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免	除に関する					
		規則の	の制定について	(教育企画課)	· · · p 41				

⑧ 議案第87号

松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の 制定について (教育財務課) ・・・ p 43

4 その他

委員長 傍聴について、ご報告いたします。本日の教育委員会会議に1名の方から傍聴したい 旨の申し出があります。

松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。 但し、議事の進行上、傍聴人の入室はしばしお待ちいただきます。

◎開 会

委員長 ただいまから平成27年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は議案8件となっております。

◎議案第80号

委員長 初めに、議案第80号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。 この議題は人事案件でございます。したがいまして、議案第80号の議案を秘密会としてはい かがかとお諮りいたします。

松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決をとらせていただきます。

議案第80号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、これより秘密会とします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ただいまから申し上 げる職員以外の職員は、ご退席願います。

お残りいただきますのは、

生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監 以上でございます。その他の方はご退席願います。

(以後、秘密会)

委員長 傍聴人の入室をお願いします。ご報告いたします。

議案第80号につきましては、原案どおり決定したことをご報告いたします。

引き続き、議事を進めます。

最初に、確認の意味ですが、本日は伊藤教育長が体調不良のため、欠席でございます。

なお、11時後半から市長とのアポイントメントがあって、両部長が場合によってはここを 退席しなければいけない可能性がありますので、それまでになるべくならば審議を終了した いと思います。ご協力願います。

◎議案第81号

委員長 それでは、議案第81号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 学務課久保木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第81号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の制定について」ご説明 いたします。

本規則は、地方公務員法第40条第1項の規定によりまして、教育委員会が行う松戸市立松 戸高等学校教職員の人事評価について必要な事項を定めるために提案するものでございます。

千葉県では、平成23年度からそれまでの千葉県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止しまして、新たに千葉県立学校職員の人事評価に関する規則を施行しました。23年度から県立高等学校では、この新たな人事評価が導入されております。

この新たな人事評価制度は、職員みずからが職務上の目標を設定し、達成状況を自己評価する目標申告制度と、校長及び教頭のそれぞれが職員の職務全般について評価をする業績評価制度の2本柱から成り立っております。この人事評価制度を導入することによりまして、

職員の意識改革、自主性、創造性の発揮、能力開発及び人材育成等の効果が期待できます。 ひいては学校全体の教育力の向上を期待できるというものでございます。

これらの県の動きを受けまして、松戸市立松戸高等学校においても、この新たな人事評価制度を平成27年度から導入するために、これまでの松戸市立高等学校教育職員の勤務成績の評定に関する規則を廃止し、松戸市立松戸高等学校の教職員の人事評価について定めるものとして、新たに「松戸市立高等学校教職員の人事評価に関する規則」を制定するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。議案第81号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 それでは、3点お伺いをさせていただきます。

まず1点目です。第6条でございますけれども、区分とそれから第1次評価というのが示されていますが、この区分の中に、講師と主幹教諭が置かれていないのには何か理由がありますか。つまり7ページを見てみますと、これは市町村立学校なんですけれども、こちらのほうには講師等云々があるのですが、市立ではこれを将来的にも講師というものを想定しないのかどうか。それから第1次評価者の中に副校長が置かれていないのですけれども、市立高校に副校長を置くか置かないかという同様の判断もあろうかと思います。規則の中では制定すべきではないのかという意を含んだ質問です。

それから第2点目です。第4条と第11条と関係があります。11条は業績評価の結果は開示ということになっていますので、情報公開の対象にはしないということだろうと思います。しかし、第4条には目標申告というのがありまして、この目標申告についての取り扱いというのが定められていません。ということは目標申告というのは、情報公開の対象になってくるのかということが質問でございます。

次、3点目ですけれども、私、新聞では確認していないのですが、きょうのネットニュースで、千葉県の新規採用教員が本採用にならなかったというニュースが流れていました。確かに26年度末の人事異動、その方針の中で条件つき採用制度を積極的に運用するということがありましたので、それを適切に運用していった結果なんだろうと思いますが、そういった条件つき採用の本採用へのステップと、今回示された人事評価というようなものがどんなふうにかかわってくるのか。その辺のシステムを教えていただきたいと思います。

以上3点ですが、よろしくお願いいたします。

学務課長 1点目の第6条の講師、それから副校長の文言が抜けているところにつきましては、 今後、今、委員からご指摘いただきましたように、講師が入ることも考えられますし、副校 長という身分の方が入ることも考えられますので、今後さらにまた検討してまいりたいと思 います。全くそこのところ、現段階では校長、現段階の職で考えてしまったものですから、 申しわけありません。もう一度考えて、検討し直していきたいと思います。よろしくお願い します。

それから11条、開示の関係につきましては、開示については別にまた要綱を定めて、開示についてうたっていきたいと考えております。今回、ご提示できませんでしたけれども、今後、開示については制定を定めていきたいと考えております。

新採の職員についても同じように目標申告、業績評価を行っていくのですが、この業績評価、目標申告の結果によって本採用になる、ならないということについては、直接は、結びつきはございません。目標申告についての業績評価についても、本人の職務能力の向上というか意欲の向上というか、人材を育てるための評価でございますので、そういう意味で、学校のほうでも活用できればなと考えています。

以上でございます。

委員長 松田委員、それでよろしゅうございますか。

松田委員後で意見を述べさせていただきます。

山田委員 評価の期間が第5条に、別に定めるというふうにございますが、これは1年間で1 度というふうに理解してよろしいでしょうか。

学務課長 1年で1度でございます。

山田委員 実は、これ、民間ではよく行われていることだと思います。実は、私の職場でも導入しまして、運営をしまして、10人ぐらいの職場ですけれども、まさにやると言い出したのは私で、実は今は中断しています。なぜかというと、目標を設定していくことが何回かやってくるとかなりマンネリ化してきます。要は、書くほうも新たなことを書けなくなるんです。では、その課題をどう解決したのかということが煮詰まってくるというようなことがあります。あとは、これは私の責任ですけれども、やはり実施者側が根気強くそれを育てるため、個人の能力をより引き出すためというところで、粘り強くいろいろな工夫をして声がけをして、新たな目標を立て、その人の能力が伸びるようにということをやはり手をかけていかなければならないということが、私の反省として今は残っています。

という中で、これが今、市立高校で教職員に対して導入されるということになるわけだと

した場合に、実施者である、恐らく管理職の先生方がどれぐらいこれに、この制度を生かして評価することに注力できるのかということが、非常に気になるなということが一点。これは意見というものかもしれません。

質問としましては、もう千葉県内の県立高校ではみんなやっているということですから、 その実施状況の中での変化というものを、松戸市としてどう評価されているのかという点を お聞きしたいと思います。

学務課長 これまでの評価、勤務成績の評価については、どうしても管理職から一方的な評価であったのかなと思います。県で導入されてきている中で、私も現場で実際に義務のほうではもう既に導入しておりますので、経験した中では、職員とのコミュニケーションが図れるようになってきた。今までも図られていましたけれども、今まで以上にコミュニケーションが図れて、良好な信頼関係が構築されたと考えています。

また学校の教育目標についても、校長が一人で考えて、ただ一方的に伝えて、ではなくて、 それを考えた上で個人、個人が目標を立てて、校長と面談を通してすり合わせる中で、職員 と管理職が一体となって、学校の教育目標の達成のために職務を遂行できるのかなと考えて おります。

今、お話がありましたように、課題といたしましては、やはり管理職が評価の精度を上げていかなければならないと考えておりますので、県で実施されている研修の様子等も伝えていきながら、また、松戸市でも管理職を対象とした評価の研修がございますので、役所の中で。そういうところにも校長も参加して、評価の精度を上げるような研修に取り組んでいきたいなと考えております。

以上でございます。

山田委員 ありがとうございました。

義務でも同様のことをやっていらっしゃるということですね。そうすると県立高校でもやっていて、義務でもやっていて、あと市立高校だけだったという状況と理解していいですか。 わかりました。

委員長 ほかにいかがでしょう。市場委員、何かありますか。

市場委員 特にございません。今、山田委員がおっしゃったようなことを僕も質問してみたいなと思っていましたけれども、同じですので、結構です。

松田委員 先ほどの質問に対する回答を踏まえて、ご意見を申し上げさせていただきます。 第6条につきましては、理解いたしましたので、今後、訂正等、また規則の整備に努めて いただければというふうに思います。

次に第4条とそれから第11条の関係でございますけれども、業績評価は開示対象になって おり公開ということはなじまない性質のものだろうと感じます。けれども、今、学校で何が 行われているかということを明らかにするためにも、私は目標申告というのは積極的にホー ムページに公開するとか、そういったことをしていってもいいのではないかと思います。学 校が選ばれる時代でもありますので、中身を透明にしていくという意味においても、ぜひ前 向きなご検討をいただければなと思っています。

次に、条件つき採用の評価と業績評価との関連ということで質問させていただきました。これから整備していきたいという回答でございましたが、今、非常に大量に、教員が採用される時代になってまいりまして、これは小中学校に顕著なんだろうと思いますが、それと同時にミスマッチ就職というのが非常に増えてきています。その結果、全国的に1年目に鬱になってしまうとか、あるいは出勤できなくなってしまうとか、そういう問題がたくさん生じてきているということが報告されています。そこでこの業績評価を活用し、多くの目でその新任の教員を見て評価し、そしてもし適性がないとなったら、早目にその次の進路を一緒に考えてあげるというそういった姿勢というものも必要になってきているだろうと思います。

その意味でこの業績評価というものと、先に示された人事異動方針というものを適切に運用していただくということが、非常に求められているのではないかと思っています。これからの検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

委員長 ただいまの松田委員のご意見に対して何かございますか。

学務課長 今、ご意見いただいたとおり、今後さらに整備をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

委員長 そうですね。こういう評価をどういうふうに生かすかというのは、とても難しい。大事だけれども難しい。まずは教師が、自分が成長するためには、どういうやり方がいいのか、ということを考えてもらう。それが子供たちの教育効果にどう関連するかということも、常に並行して考える必要があるのだろうなと思います。自分が伸びることが、子供たちが伸びることにつながるという意味での評価であってほしい。勤務評定になってはいけないわけですよね。

したがって、自分の教師として、知識やあるいは教育方法を研究し高めるということは、 何のためにやるかということを前提に考えて指導していただきたいですね。そうしないと評 価のための評価で、さっき山田委員がおっしゃったようにマンネリ化してしまって、いつの間にか同じようなことが毎年出てくるということになりかねない。子供たちとの関連性が全くないまま、評価、評価で終わってしまう危険性があるような気がします。

市場委員 先ほど本採用とかとは直接関係ないみたいなお話がありましたけれども、これはい わゆる人事評価というのだから人事の評価なんでしょうけれども、勤務評定みたいなものと は全く別物だと思っていたほうがいいということですか、これは。

委員長 お願いします。

- 市場委員 この評価をもとに次年度以降の人事が決まるとかというものとは、また別なものだというふうに思ったほうがいいということですか。
- **学務課長** 人事が決まるものとは別でございますか。何と申し上げてよろしいのか。このことが、この評価がCと出たから、Dと出たからといって、イコールすぐ……
- 市場委員 それこそ先ほどから言っている、先生方が、教職員が自分を向上させる、人材育成 をする、そういうためのものだということでいいわけですね。
- 学務課長 そういうA、B、C、今、お手元の資料、業績評価の資料にA、B、C、Dとありますけれども、そのC、Dがついたことについては、管理職のほうからきちんとこの点が足りなかったからこういう評価なんだということを、話をしながら職員を育てていくという姿勢で取り組んでいくという形です。
- 市場委員 ありがとうございます。全くと言うとまた語弊がありますね。わかりました。
- **委員長** この言葉の使い方ですが、条件評価って何だということですよね。これは条件つきで 採用された者についての評価であって、言葉の使い方としておや、と思いました。
- **山田委員** いわゆる市長部局のほう、職員としては同じようなことはやっていらっしゃるということでいいでしょうか。
- **教育企画課長** 市の職員も同様なことをやっております。特に管理職以上を対象にその年の、 その個々の職員の目標というのを申告させ、上司がその達成度をチェックする、そういうこ とを導入してございます。

以上です。

山田委員 ありがとうございました。

そうすると、学校の義務でもう既にやっているというお話ですから、一般的なこの、先ほど市場先生のご質問の中では、いわゆる勤務評定と関係、リンクしているのかということに関して、直接かかわるものではないと考えてよいというお答えだったのでしょうか。私の感

覚だと、それをもとにボーナスの掛け率が変わってくるとかっていうところがあるのですけれども、普通はそういうところまで、評価の基準まで示して、これはD評価の場合には、これは5%増とか10%増とかというようなことになっていくのですが、それが一般化しているものが市立学校の教育職員の方々にも適用されるようになると考えたほうが、何となく素直なんですが、お答えづらいとおっしゃったので、そんなにお答えづらいのだと重ねて聞いていいのかどうかわからないのですが。何か一般の感覚だとそうなんですが、そのような評価基準と考えてよろしいのか。重ねての質問で恐縮です。

委員長 頭の中でAだBだCだと、こう考えているかもしれませんが、差し支えない範囲でお答えいただけますか。課長。今は一般職員のことですね。教員のほうについて予定、成立しているかどうか。

山田委員 教員は、リンクはしていないと思います。ですよね。その確認です。

学務課長 評価によって、普通であれば評価が出ればそれが給料に結びついていくというよう なことが一般企業の中ではあるのだと思うんですけれども、公務員の中では、まだそこまで のものはございません。

山田委員 わかりました。

委員長 それは事務職員も同じと見ていいわけですね。

学校教育部長 ほぼ同じですが、先ほど申しました目標申告につきましては、実は管理職に対しては年2回やっています。つまり9月ごろに、その年度途中で目標申告を出して、達成状況を申告して、管理職がチェックします。それと年明けて1月、2月にやります。それはとりもなおさず年度前半に行うものについては、ちょうど勤務評定の時期と重なりますし、年度後半に行うものについては、人事異動の季節と重なりますので、どの程度反映するかしないかは別として、考慮されるものだとは思っています。

これは、そのやり方というのは、役所でいえば各所属長さんの采配といいますか、力量によってかなり差は生じるものだとは思います。それを重視する上司の方もいるのでしょうし、日々の勤務態度等を勘案して、点数を上げるといいますか、評定するという方もいるでしょうし、そういう一定の勤務評定の基準というのはありますが、所属長さんのお考えというのもかなり反映されるところがありますので、そういうことがあって、何となく申し上げづらいという部分もございます。

委員長 そうですね。その程度で結構です。ありがとうございました。

実情はよくわかりました。

ほかによろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは議案第81号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第81号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の制定について」ですが、 これは原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第81号は、原案どおり決定いたしました。

◎議案第82号

委員長 次に、議案第82号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」を議題といた します。ご説明願います。

指導課長 議案第82号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。 松戸市いじめ防止対策委員会条例第3条及び第4条第1項の規定により、別紙の者を松戸 市いじめ防止対策委員会委員に委嘱するものでございます。

提案理由は記載のとおりでございます。任期につきましては、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間でございます。次ページに名簿がございます。適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するといった観点で、専門的な知識及び経験を有する第三者からの選定ということで、この5名の方に委嘱をしたいというふうに考えております。

まず嶋﨑政男氏でございます。嶋﨑氏は東京都の公立中学校、こちらを歴任され、平成24年より神田外語大学の教授をなさっております。また日本学校教育相談学会におきまして会長、日本ガイダンスカウンセリング協議会において副会長を務められております。学校カウンセラー、上級教育カウンセラーの資格をお持ちです。生徒指導、教育相談、いじめ問題に関する著書も多数執筆されまして、今までの経験を生かした率直なご意見をいただき、松戸市のいじめ防止対策をさらに実効性のあるものに高めていただけるものと期待しております。

次に立林尚也氏でございます。立林氏は、本市公立小学校長を歴任されながら、松戸市の 教育委員会学部課長としても務められました。今年度より昭和学院短期大学教授として勤務 されております。松戸市に長年勤務され、本市の教育を熟知されておりまして、松戸市の実 態に即した貴重な御意見をいただけるものというふうに考えております。

次に吉田眞一氏でございます。吉田氏は乾法律事務所、こちらに勤務される弁護士でござ

います。松戸市立学校法律相談における委託弁護士をお願いしている方でございます。学校に対する要求、苦情等への対応方法等、学校にかかわる法律問題について、日ごろより専門的立場より指導・助言等をいただいております。この委員会においても、その専門性を生かして具体的なご意見をいただけるものというふうに考えております。

薮田京子氏でございます。薮田氏は、現在、松戸市の人権擁護委員としてご活躍をされて おります。千葉県人権擁護委員連合会長様よりご推薦をいただきました。人格識見が高く広 く社会の実情に通じまして、人権擁護について深いご理解をお持ちの方というふうに伺って おります。人権擁護委員という立場から、貴重な御意見をいただけるものと考えております。

最後に栗村百合子氏でございます。栗村氏は、千葉県のスクールカウンセラーとして、今年度、平成26年度は千葉県立東葛飾高等学校に勤務されております。以前は松戸市の中学校のほうにもスクールカウンセラーとして勤務され、市内の状況を十分熟知されると同時に、発達段階に応じたいじめ対策へのご意見がいただけるものというふうに考えております。

以上、説明でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。議案第82号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 それでは幾つか質問させていただきます。

いじめ防止対策委員会の条例第4条には、この委員には学識経験を有する者、その他教育 委員会が必要と認める者となっています。今回提示されました委員を拝見させていただきま すと、嶋﨑先生や立林先生も、これ、区分を見ますと知識経験というふうに条例にない区分 になっています。学識ではないということは、何か理由があるのかということをお伺いしま す。

それから、その他教育委員会が必要と認める者というのは、この5人の中には含まれない と考えてよろしいでしょうか。以上、委員の区分について、確認をさせていただきたいとい うのが一点です。

それからもう一点ですけれども、このメンバーとの直接の関係はありませんけれども、条例を改めて見てみますと、この条例が適用されるのが松戸市立小学校・中学校・高等学校が対象になっています。そうしますと、例えば、今、いじめでいろいろ問題になっているのは、塾における交流関係ですとか、あるいは先日の川崎の問題もありますが、あれも私はいじめだと思っているのですけれども、中学生と無職少年との関係とか、そういったことがあるわけです。そういった無職少年とか、あるいは私立の学校の小中学生といったものに対しては、

この5人のメンバーは何も審議をすることができないのかどうか、その辺を教えてください。 **指導課長** まず1点目のご質問でございますが、知識経験を有する者という形で、ここ、書か せていただきましたが、学識経験者というふうに捉えていただいても結構なのかなというふ うに考えております。

それと2点目が……

- **松田委員** すみません。「そういうふうに捉えても」ということは、これでもいいということ でしょうか。学識というのは学問だと思うのですけれども、知識というのは、あくまで知識 なので、その辺は使い分けが必要だと思うのですが、学識でもいいということは、これでも いいし、学識でもいいですよと、そういうことになりますか。
- 指導課長 具体的に申し上げますと嶋﨑教授、立林教授に関しては、やはり学識経験者という ふうに捉えたいというふうに考えております。残りの3名の方、吉田氏、薮田氏、栗村氏、 こちらのほうは知識経験を有する者というふうな形で捉えていきたいというふうに思ってお ります。

それと2点目の川崎の事件に関連したお話でございますが、市内の小学校、中学校、高等学校ということで、それ以外の子たち、児童・生徒に関しては、この中に入ってこないということにはなるかなというふうには思いますが、今のところ学警連ですとか、松戸市の学校警察連絡協議会、こちらで議題に取り上げたりですとか、特に中学校におきましては、中学校の生徒指導連絡協議会ということで、お互いの学校を越えた生徒のつながりについて、関係機関と定期的な情報交換のほうを行っております。ですから、有職少年等とのかかわりなんていうのは、このあたりから情報交換して、関係機関との連携を密にしまして、解決に当たっていきたいというふうに考えております。

以上です。

松田委員ではよろしいでしょうか。続けて発言をさせていただきます。

最初の学識経験とその知識経験という言葉、余り、私は聞いたことがないのですが、それはやはり使い分けていくべきだろうと思います。つまり委員に何を期待するのかということになってきますと、やはり単なるいじめに関する知識ということだけではなくて、例えば学会の見解ですとか、そういったものもやはりこういった会議の中で披露していただいて、大きな目で今、起きている現象というものを見つめていただくということが必要になってきますから、区分については正確に記していただきたいなというふうに思っています。

それから2点目ですけれども、学警連があるからいいのではないかということなんですが、

そもそもこの対策委員会に対しては、教育委員会が諮問をするというような形になっていますので、教育委員会がそもそもそういった諮問ができるのかどうかという、そういう問題に絡んできます。今後、総合教育会議等々におきまして、非常に広い範囲でこの問題というものを取り上げていくことになってまいりますと、やはりこの対策委員会においても、その辺の問題を、公立の学校の児童・生徒を中心としながらも、あるいは幼稚園でいじめが起きるかもしれない。あるいは高校を卒業して無職でいる人たちというのも、それにかかわりがあるかもしれない。非常に広い範囲で、この議論をされていかなければいけないんだろうと思います。ですので、ぜひ見解をまとめておいていただけたら、ありがたいと思います。以上です。

委員長 その点、よろしゅうございますか。いいですか。

山田委員 吉田先生の現在の教育委員会とのかかわりについて、先ほどちょっとご説明があったのですが、もう少し補足をしていただきたいと思います。具体的にどういう場面で今までお世話になっているかということの具体性は結構でございますので、1年間でどれぐらい、どのようなご出動をいただいているのかを教えていただけますか。

これは何のために聞きたいかというと、結局、学校への苦情とか教育委員会の対外的なそういう、言ってみればトラブルの処理に当たっていただいていた方だとすると、そういう方がこの対策委員会の中でご意見を言うということが、学校、教育委員会を守るために入れているのではないかと見られないかということです。双方代理みたいなことに見られないかということで、それは弁護士倫理でも、もちろんやらないことだろうと思いますので、客観的な立場でいていただけるだろうと、もちろん思ってはいるのですが、そこら辺で疑念を抱かれることがないかどうかのために、お知らせをいただきたいというふうに思います。

指導課長 松戸市立学校法律相談に関する要綱というものがございまして、具体的には相談の 内容でございますが、市立の学校において発生しました事件・事故、学校に対する要求、苦 情等についての法的な問題に関する相談、市立学校の管理・運営等について法的な問題に関 する相談ということで、お願いしているところでございます。

件数については、今、手元にございませんので、申しわけありませんが。 以上です。

山田委員 相談というのは、教育委員会が相談しているということですよね。

指導課長 教育委員会を窓口として、学校から上がってきたものを吉田弁護士のほうに相談させていただいているという形です。

委員長 もう少し詳しくお願いします。

学校教育部長 件数については、今、手元に資料はありませんが、60件から100件ぐらいだと思います。基本的には教育委員会が窓口として、教育委員会のほうから電話等で、またはメール、ファクス等でやりとりをしているというのがほとんどでございます。学校が直接ということも状況によっては、数件はありますが、基本的には教育委員会が、ということでございます。

以上でございます。

山田委員 運用次第だとは思うんですけれども、例えば60件、100件ご相談なさって、いわゆる市の顧問として顧問料をお支払いになっている方がここにいて、例えば学校側にいじめ防止の努力が足らなかったのではないかと訴えがあったときに、市とのつながりが深い先生がこういう役割を果たすことについて疑念を持たれることはあり得ると思います。

ですから、法律的な見解を常にやはり踏まえながら動かなければならないので、弁護士の 先生が入られるのは、私は大賛成なのですが、仮にそういうことが深く関係されているのだ とあれば、これは運用上、かなり気をつけなければならないのだろうというふうに思います ので、吉田先生がどのようにチャンネルを切りかえながらそこをなさるのかわかりません。 まさに正しく法的見解に基づいてご意見を賜ればよいことだと思いますが、ご留意をいただ ければなというふうに思います。

あとは、これは意見なんですけれども、これから先のことなので、これが立ち上がって動き出して、これは、やはりこの委員会の本当の役割というのは、学校教育現場のまさに最前線で問題が、処理というか、解決できずに上がってきて、上がってきて、上がってきて、ここに来て、それをどうにかするという委員会の役割よりも、私はやはり対策を立てていく、問題が起きないような素地をどうつくっていくかということに知見を集めるというほうが、本来の役割、本来というか、そういうことに活躍していただきたいと思います。

先生方が実際に何かこういう文書をつくったりということを、どれだけできるかわからないので、あとは指導課の中でそれに対応する職員の方がいらっしゃって、こういう先生方の知見を集めて、委員会でばちっと対策を出して、各学校とかあるいは松田先生がさっきおっしゃったように学校外とのかかわりについてどういうようなガイドラインとか、こういったものに気をつけましょうとか、そういうことについて、前さばきで、こういうことが起きないようにするということに役割を果たしていただける方だと思うので、そうだとすれば吉田先生のさっきのことも、そんなに問題になるようなこともないのかなというふうに思うので

すが、そういった意味で、これはどうせこんなものは法律ができたから置いただけでしょうって、あきらめに似た気持ちで見ている市民がいるとしたら、これはまさに我々としてはここに魂を入れていかなければならないと思うので、運用の中でぜひ実現をしていただきたいというふうに思います。前もっての対策をぜひやっていただきたいというのが、意見でございます。

以上です。

- 学校教育部長 まさに今、山田委員がおっしゃったとおりでございます。この対策委員会そのものが、重大事態が起きたからということではなくて、定期的に年2回やるわけで、その中で、いかに学校でいじめを起こさないようにという、その対策をこの専門的な先生たちから意見をいただきながら、学校で事前に予防するためにどんな対策があるのかという話し合いを、教育委員会に諮問しながらお答えいただくという形になってくるのか。それが大きなこの学識経験者5名の先生方にお願いするところかなというふうに思っておりますので、今後そのように活躍していただきたいなと思っております。
- 市場委員 今、学校教育部長がおっしゃったように、恐らくこれは、具体的な事例を扱う場所では恐らくないのだろうなと思いますので、松戸市としてどういうふうにいじめ対策に全体として取り組んでいくのかを協議する場だと思いますので、そういう形でご活躍いただければと思います。
- 松田委員 今、学校教育部長、それから市場委員からありましたが、何か役割をそういうふうに狭めないほうが私はいいと思っているのです。つまり対策委員会の条例そのものには、第2条の第2項に重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事項というのがありますので、対策ということも非常に重要なことですけれども、やはり重大事態にかかわってくるものをないがしろにするような事態は避けなければいけない。そのことを確認させていただきたいと思います。
- **委員長** そうですね。条例の内容を充実させる必要がありますので、そういう意味では余り対象を狭めないほうがいいかもしれないですね。この委員会が一番上位の委員会になり、市の相当部局等との連絡を取らなければいけない。大所高所で見ていく必要があるという趣旨でしょうね。

私の気になったことは、さっき松田委員が最初に気になった区分のところです。事務局は 迷っておられるようですので、松戸の教育の諸委員の区分の仕方を参考にして、1号委員と か2号委員という表記もありますね。 先ほどの説明では知識経験者という言葉を使われたけれども、学識経験者と知識経験者の 違いというのは、我々にはよくわかりません。したがってそこのところは何号議員というふ うなやり方もあるので、それを考慮した表記にすれば統一性がとれるかと思います。お考え ください。

それから適用範囲、それとさっき山田委員がいいことをおっしゃったのは、魂を入れてほしいということです。それはこの委員会でも前に、松田委員がおっしゃったように、いじめのできない文化という表現があります。それがこの委員会の、いじめ防止対策委員会の一番の大きな役割で、そこを何とか強調してほしいですね。そういう対策を考える委員会にして欲しい。人選についてはいろいろ苦労されて、それぞれいい方を選んでいただいたのだと思います。思いますが、山田委員の実務経験から、吉田委員については利害関係がもしあるとすれば、その辺はもうちょっと考えていただきたい。この方はそこをちゃんと切りかえて議論されると思うけれども、事務局としては、この人の知恵を引っ張り出すには、ちゃんとチャンネルを切りかえるような質問をした進行をしていただければいいと思います。

第1回目の防止対策委員が全く新しいスタートに立ちました。この人たちの、委員の委員会での審議や意思表明等をそれぞれお聞きしながら、今後の委員会のあり方について我々も注視していきたいと思っています。

82号につきましては、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第82号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第82号は、原案どおり決定いたしました。

◎議案第83号

委員長 次に、議案第83号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正 する規則の制定について」を議題といたします。少し長い議題ですが、説明をお願いします。

教育企画課長 議案第83号でございますが、「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する 規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案の理由でございますが、今回、教育委員会制度改革に伴いまして、総合教育会議及び

大綱の策定が義務づけられましたので、それに関する事務と、先ほどの議題にもありましたが、いじめ防止対策委員会の設置に伴う事務を、教育委員会事務局内の組織の事務分掌で追加するものでございます。

14ページをごらんいただければと思いますが、まず教育企画課の事務分掌に「総合教育会議並びに教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に係る関係機関との連絡調整に関すること」を追加いたします。これにつきましては、先ほども申しましたが、総合教育会議の設置、運営それから教育施策の大綱に関する策定につきましては、市長に義務づけらられたわけでございますが、いわゆる事務方といたしましては、市長部局の政策推進課と私ども教育企画課が連携して対応していくことになります。委員会内の取りまとめを全て教育企画課が行うということになりますので、こういった事務分掌を設けます。

2点目は、学校教育部の指導課に「いじめ防止対策委員会に関すること」という所掌事務 を設けますが、いじめ防止対策委員会の事務局を指導課が担当することになりますので、所 掌事務に明記するものでございます。

以上、簡単ではございますが、規則の制定についてご説明をいたしました。

よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第83号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論を行います。いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 よろしゅうございますか、ということは、皆さん、この議案の内容については問題ないという意思表示だと思います。問題はないのですが、ここに載る以上は、ということを言わざるを得ない意味があると思います。先ほどの議案とも関係しますが、いじめ防止対策委員会に対する市民の関心期待は大きいと思います。

つまり松戸市はいじめ対策に対して総合的に考えていこう、オール松戸で考えていこうという、そのスタンスはいいのですが、どこかが中心にならざるを得ない。子供の教育との関連があるから、いじめについてはやはり学校が中心だろう。そうすると教育委員会が中心になっていくだろうという期待はある。事実そうだと思います。あるいは警察や、あるいは児相との連携も必要になってくる。それは確かですが、中心はやはり教育委員会であって、そこでいろいろなことを考えていかなければいけないということが、学校教育部のこの2番目

のポツです。

もう一つ最初のほうの1番目の生涯学習部、教育企画課の1ポツも結局は、総合教育会議 は市長がこれをリードするんだけれども、市長部局と教育委員会との調整、その基本になる 部分は、教育委員会がつくっていかざるを得ないと思います。将来どうかはわかりませんが、 当初はそうならざるを得ないと思います。

したがって、教育委員会に対する期待もまた大きいということが前提にあって、ここに入るのだということを我々は認識しなければいけない。単にこれは、仕事がふえたというだけではないという意味です。そういうことを我々はここで確認して、これをご承認いただくということですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございました。

それでは議案第83号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。 議案第83号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第83号は、原案どおり決定いたしました。

◎議案第84号

- **委員長** 次に、議案第84号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する 規則の制定について」を議題といたします。ご説明願います。
- **教育企画課長** 議案第84号「松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則の一部を改正する 規則の制定について」ご説明を申し上げます。

今回、2月の定例会におきまして、行政経営課長も出席されまして、松戸市の職員定数条例の改正についてご説明をさせていただきました。教育委員会の定数を512から476に改める旨の改正についてご説明をしたと思いますが、この職員定数条例の改正案が3月定例議会で可決成立いたしましたものですから、これを受けまして、改正後の教育委員会の定数476を各所属に配分する、割り振るための規則の改正でございます。

配分する、割り振る定数の変更に当たりましては、各所属の定数と現在の職員数の差を勘案し、この476名を割り振ったものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

議案第84号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

一番大きいのは、この総数をこれで確定するということですね。内部で変更ということは、 かなりフリーハンドの部分もあるわけでしょうが、一応数としてはこういうふうに割り振る ということという理解でよろしいですか。

教育企画課長 そのとおりでございます。

委員長 この件は前回も議論していますので、よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

それでは議案第84号につきましては、質疑及び討論を終結し、採決いたします。 議案第84号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第84号は、原案どおり決定いたしました。

◎議案第85号

委員長 次に、議案第85号「松戸市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。ご説明願います。

教育企画課長 議案第85号についてご説明いたします。本件につきましては、平成27年4月1日から施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、即ち教育委員会制度改革に伴いまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を設置するなどの改正が行われますことから、教育委員会規則の各種規定の整備を行うものでございます。

対象となる規則は7本ございます。松戸市教育委員会会議規則、松戸市教育委員会傍聴人規則、松戸市教育委員会公告式規則、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則、教育長に対する事務委任規則、教育委員会後援規則、松戸市教育財産管理規則でございます。

対象となる規則が7本あり、またボリュームも多いわけなのですが、共通する主な改正点でございますが、教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置に伴い、各種規則の規定にあります委員長という部分を教育長に改めるというところでございます。

それから教育委員会制度改革に伴いましては、新教育長の権限が大きくなりますが、この

委員による新教育長の職務に対するチェック機能強化を図るため、教育長へ委任された事務 または臨時に代理した事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告することが新法で義務づ けられましたので、教育長に対する事務委任規則におきましては、会議への報告というのを 新設しているところでございます。

それではそれぞれ規則の改正点につきまして、お手元に配付されました新旧対照表によりまして、ポイントをご説明させていただきたいと思います。

27ページをごらんいただきたいと思います。

まず教育委員会会議規則でございますが、ここはほぼ「委員長」とあるところを「教育 長」に変更いたします。

32ページをごらんいただきたいと存じます。

中ほどに(議事の進行)28条の2というのを追加してございます。「教育長は、必要と認めるときは、第16条から第21条まで、第24条第1項及び第25条から第27条までに規定する職務をその指名する委員に行わせることができる」という規定を追加いたします。この規定につきましては、この制度改革が国会で通ってからずっと事務局で検討してまいりましたが、また教育長の指示もございまして、やはり今まで教育委員長が行ってきた議事運営進行を、新教育委員会制度においても引き続き踏襲して円滑な議事運営を図ることができないものかということを、事務局でこれまで検討してまいりました。これを国や県にも、一応、法解釈について照会もしたりして、最終的に検討した結果、教育長が指名した委員に対しまして、議事運営の権限を付与する、与えるという形で、今回の提案に至ってございます。

具体的に今、私どもがイメージしているところは、冒頭の会議の開会の宣言は新教育長が行います。本日の会議でいいますと、一つ秘密会がありましたので、この議案は秘密会でやりますよという、そういった部分に関しては、新教育長が行いまして、教育長が宣言をいたしまして、その後指名する、例えば關委員長を指名して、その後は關委員長が議長役として議事進行をずっと行って、全部の議案が片づいた後に、新教育長にまたバトンタッチして教育長が閉会を宣言する。こんなイメージで考えてございます。このやり方で本当に大丈夫かなという部分、心配もあったのですが、実は県教委も4月1日から新教育長設置になります。千葉県から情報をもらいましたところ、全く同じようにやるということでございますので、心強く思っているところでございます。

それから、そのほか33ページ、36条(会議録の公表)というところでございますが、これば条文上は新設されておりますが、これは、これまでもやっておりましたので、引き続き行

うものでございますが、やはり法律上、新しい新法で議事録の作成公表の努力義務が新設されましたので、規則でもきちんと明確にうたうというところでございます。

続きまして34ページでございますが、教育委員会の傍聴人規則でございますが、こちらに つきましては、先ほども申しましたが教育委員長と教育長が一本化されますので、「委員 長」とあるのを「教育長」に改めるものでございます。

続きまして36ページ、教育委員会公告規則も同様でございます。

それから36ページから37ページにかけてでございますが、こちらは教育委員会の事務局設置及び組織に関する規則でございます。これは法律改正によりまして、旧法では教育長の職務代行者として生涯学習部長が定められておりましたが、新法に移行することに伴いまして、今度は新教育長の職務代理者を定めなさいということが新法13条2項に規定されましたので、これに伴い第13条を削除するものでございます。

続きまして37ページ、教育長に対する事務委任規則でございますが、先ほども申しましたように、新教育長の権限が大きくなることから、教育委員さんによるチェック、新教育長に対するチェック機能の強化ということで、教育長に委任された事務または臨時に代理した事務の管理及び執行状況を教育委員会に報告することが法律上で義務づけられましたので、これに対応して教育長に対する事務委任規則に、会議への報告ということを新設させていただいております。

具体的に変わっているのは、第4条でございます。38ページの第4条でございます。報告事項として(1)第2条の規定により教育長に委任した事務のうちの重要と認めるもの、それから(2)会議において特に報告を求められた事務、(3)教育長に臨時に代理させた事務につきまして、それぞれ所定の会議に報告しなさいという規定を設けるものでございます。38ページ、39ページは、教育委員会の公印規則でございますが、先ほども申しましたが、教育長職務代行者というのを、教育委員長の印と教育委員長の職務代理者印、教育長職務代行者的が職制の廃止によってなくなりますので、その公印を削除いたします。新たに教育長の職務代理者が新設されますので、その公印を設けるものでございます。

39ページ、40ページでございますが、教育財産管理規則につきましては、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律の改正によって、条項の移動が生じましたので、所要の改正をす るものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございました。

7つの規則等の改正になります。順を追ってでもよろしいですし、飛んでいただいても構いません。質疑及び討論に入りたいと思います。いかがでしょうか。

松田委員 一つだけ教えてください。

教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときということに、従前は職務代行者というのを置いたのですが、今度は職務代理者になりますね。その代行と代理というものによって、どのように変わってくるのか、教えていただけますか。

教育企画課長 「代理」と「代行」の違いということでございますけれども、まず結論から申しますと、余り厳密には使い分けておりません。ただ、法律上の解釈では、代理といいますと、代理権を与えられた者がその権限の範囲内で意思決定を行うという意味合いがあります。一方、代行というのは、みずからは、つまり代行者はみずから意思決定を行わず、単に命じられた行為を権利者にかわって行うというのが代理と代行の違いでございますが、特にこの組織上の呼称に関していうと、そこまで厳密に言い分けられていないと思います。ただこれは感覚的な要素も入りますけれども、代行というのは緊急避難的にという意味合いがちょっとあります。どこかの政党で代表代行というのがあったと思いますけれども、やや緊急避難的な要素が高いのかなと思います。

今回は新教育長がこれまでより権限が大きくなった。つまり委員長と現行の教育長が一本 化された新教育長、つまり権限が大きくなりますから、やはりその職務代理者というのは、 やはり委員の中から選ばなくてはいけませんし、そういう意味では、代行という緊急避難的 な意味合いではなくて、職務代理者という形の名称を恐らく使ったのだろうなというふうに 思っております。

以上でございます。

松田委員なるほど。わかりました。代理者のもつ役割がかなり重くなるわけですね。

委員長 法律的な使い方は、今の説明のとおりです。代理という場合には、意思決定の範囲と代理権の範囲というのが、相互に関連してくるわけです。したがって、代理権の範囲というのがはっきりしている場合はいいのですが、はっきりしていない場合は、ある程度その代理の趣旨に反しない限りは、ある程度幅広く意思決定権が与えられます。代行という場合は、行為を本人にかわって行うという意味です。代理の法律上の意味そのものは、意思決定も行為もう代理人に任せられています。そういう意味での違いは大きいです。大きいんだけれども、我が国で余りそれは意識されないで言葉が使われているという現実はあります。

山田委員、そんなところでよろしいですか。

山田委員 ありがとうございました。勉強になりました。

委員長 ほかによろしゅうございますか。ボリュームはありますが、主として委員長と教育長が一本化するということに伴う変更が中心です。ただ、最初の教育委員会会議規則については、これは今後やってみて、不都合があれば、ある程度修正が必要だという留保はつきますね。特に議事の進行について言えば、企画課長から説明いただきましたが、実際に私が、今まで議長をやってきて思うことを、この条文で当てはめると、行ったり来たり、ちょっとややこしいなと思います。例えば秘密会にすることは教育長が宣言して、それでまた議事進行は議長がやって、というふうに行ったり来たりすることがややこしいなと思う点です。しかし、それは4月2日から動くその会議で徐々に変えていけばいいと思います。総合教育会議についても同じようなことが言えると思います。新たな制度をスタートするわけですから、若干の流動性を持たせて、なるべくいい形でのソフトランディングができればいいと思っています。

それから33ページの36条ですが、会議録の公表は、松戸市は今まで既にやっていますので、それを条文上、明確化したということです。確かにこの規定は結構大きいのです。インターネットでほかの市町村の教育委員会のホームページを見ると、議事録は公開されていないところが結構あります。したがって、この案件についてどんな意見交換をしているのかなと思って、見ようと思っても見られないのです。たとえ公開していても、議案とこういうふうに決まりましたという程度で、市町村によりさまざまです。その点松戸市はかなり丁寧なホームページでの公開であるという実感があります。したがってこういう規定があると、市民の閲覧に供するためには、どこまでホームページで公開すべきかということも含めた対応が恐らく今後必要になってくると思います。そんな気がしました。

- **松田委員** 議事の進行のところでお伺いさせていただきますが、その指名する委員に行わせる ことができるというふうにありますが、これはあらかじめ特定するということなのでしょう か。それともその都度指名するというふうな意味も含まれるのか。いかがなのでしょうか。
- **教育企画課長** これは今、現時点での事務局の考え方でございますけれども、特定の委員をその任期中、指名すると、そんな感じで考えてございます。先ほど關委員長から、新教育長が開会を宣言し、委員長にバトンタッチ、例えば關委員にバトンタッチをした場合、行ったり来たりして、ごちゃごちゃするのではないかというご懸念がありましたけれども、私どもも今、それが心配しているところでございますが、なるべくそういうことがないように、円滑な議事運営ができるにはどうすればいいかということを、事務局では今、検討しているとこ

ろでございます。

その一つの考え方として、例えば秘密会の指定に関して言えば、例えば途中にあったり、 最後にあったり、きょうのように最初にあったりする場合もあるのですけれども、今度は冒 頭にこれとこれは秘密会になりますよというふうに指定して、新教育長が宣言してお いて、その流れに沿って指名した委員が進行する。そんなイメージを考えております。いず れにいたしましても、關委員長が先ほどおっしゃっておりましたように、新しく新年度にな ってから考えて、不都合があれば改めていこうというご提案をいただきましたので、そのよ うに考えておりますし、新しく委員の一人も交代になりますので、6人の委員さん方でまた ご議論もお願いしたいというふうに思っています。事務局としてはご提案をし、お諮りする ということで考えていきたいと思います。

以上でございます。

委員長 そうですね。ありがとうございます。

あと38ページの第4条、これは教育長に対する事務委任規則ですが、これが新たに加わりました。このとおりでいいと思うのですが、若干、今後議論になる可能性があります。つまり今までは慣行として、教育長に委任代理した部分についてはここで報告していただいて、形式上は事後承認をとる形をとってきました。

こういうふうに明文化してしまうと、完全に報告事項になってしまい、承認事項ではなくなるという可能性があります。したがってそこのところを今後どうするか。今までの慣行どおりこの委員会でやはり承認をとるというようなことにするかどうかは、この条文からは、問題は出てきますね。しかし、それも今後それぞれで考えていけばいい問題だと思っています。

私が気づいたところはおおよそそういった点でした。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、これで議案第85号についての質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第85号につきましては、ただいまのご審議のとおり、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第85号は、原案どおり決定いたしました。

◎議案第86号

委員長 次に、議案第86号です。「松戸市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定について」とあります。これを議題といたします。ご説明願います。

教育企画課長 「松戸市教育委員会教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定について」でございますが、こちらはこれも先だって、教育委員会制度改革に伴いまして、三つの条例を整備するということで、条例の提案を市長に申し入れるということでご説明をいたしましたが、そのうちの松戸市教育長の勤務時間等に関する条例に、新教育長の職務専念義務の免除について一般職に準じて規定いたしました。

具体的には、条例には研修を受ける場合、それから厚生に関する計画の実施に参加する場合、つまり研修を受ける場合と、人間ドックを受診する場合は条例に直接規定いたしましたが、そのほかに教育委員会が定める場合というのを3番目に設けました。これを受けまして、今回規則を制定するものでございます。

具体的には、42ページにありますように感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき交通を制限され、または遮断された場合、その他(2)から(8)まで教育長の職務に専念義務を免除する場合を決めるものでございます。これも私ども一般職と全く同じ規定ぶりを採用させていただいたところでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第86号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

規則の名称そのものはちょっといかめしいのですが、内容としては通常のことだと思います。

企画課長、私から一つ質問します。この職務専念義務が免除される、これはやむを得ない ということですね。そうすると、先ほどの議事運営、教育委員会のこの議事運営です。例え ばきょう、教育長は欠席ですが、そうすると宣言は誰がするのですか。

教育企画課長 きょう、教育長がお休みなんですが、朝出勤して一番これに関して動揺しているのは、実は私なんですけれども、4月2日にこうなったらどうしようと正直思っているところでございます。危機管理という言い方が適切かどうかはわかりませんけれども、あらゆ

る事態を想定できるように事務局としては検討していきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

委員長 そうですね。ちょっと気になりました。

山田委員 職務代理者というのでしたか。教育長職務代理者、これの根拠というのは条文ですか。

委員長 議案としては戻りませんが、意見のために質問を、そこに戻ることにします。

山田委員 そういう役割が当然に果たされると考えるのかなと思ったのですが、そういうことではないのでしょうか。

教育企画課長 まさにそのとおりなんです。ですから、教育長職務代理者というのを指名して おかなければいけませんが、それを指名するのも教育長でございますので、4月2日に、仮 にきょうみたいなことが起こっても、4月2日は2日でまた大事な議案も予定しております ので、滞りなく議事が進行できるように遺漏なきよう対応したい。

以上でございます。

委員長 そうですね。それはいずれの場合も起こり得ることで、当然それに対する措置は考えておかなければいけない。今の対応でよろしいと思います。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは議案第86号の質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第86号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

◎議案第87号

委員長 最後に、議案第87号「松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。ご説明願います。

教育財務課長 おはようございます。

議案第87号「松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」で ございます。 ご説明をさせていただきます前に、委員の皆様にこの資料をお送り申し上げた後に差しか えをさせていただくという事態が起きました。委員の皆様にはご迷惑をおかけして大変恐縮 でございますけれども、資料のご確認をお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げ ます。

では早速ではございますけれども、説明をさせていただきます。

さきの議案第85号でご説明をさせていただきましたように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を一部改正する法律が平成27年4月1日に施行することに伴い、教育委員会訓令における規定の整備を行うものでございます。

改正箇所の説明をさせていただきます。

46ページ、新旧対照条文をごらんいただきたいと存じます。第7条第2項第1号アは地方 教育行政の組織及び運営に関する法律の条文改正に伴い、第14条第1項を第15条第1項に改 めます。

第7条第2項第1号アは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条文改正に伴い、 第14条第1項を第15条第1項に改めるものでございます。

次に48ページ、49ページの別表第3、新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。別表第3、第2項第1号アの中の(ア)の委員長を教育長に改め、同号ア、イ、ウ及び同項第2号の委員長を教育長に改めるものでございます。次に同項第4号イ、表にありますとおり職制を定めない公示文を削除し、同号イ(ア)の委員長を教育長に改め、同号イ(イ)教育委員会会議を開催する場合以外の場合を新たに設けるものでございます。

続きまして、46ページの新旧対照条文にお戻りください。中段にございます別表第4でございますが、表中の委員長の項を削除し、同表を教育長の項中9に記載がある下線部、公示及び公告を削除し、新たに記載のある下線部3項目、規則及び訓令の公布並びに告示及び公告の公示、教育委員会会議における委員の招集、教育委員会会議で議決した事件を教育委員会(学校を含む。)以外の団体または個人に通知し、または報告等をすること(市長に対する申出等を含む。)を新たに設けるものでございます。

ご説明につきましては、以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

議案第87号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

形式上、教育委員長から教育長に変更されたことが、実質上こういう形で出てくるという ふうに理解してよろしいですね。

あと、一つあるのは、裁判になった場合です。今までは教育委員会が訴訟の当事者になった場合には、その代表者は教育委員長なんです。今後は市長になるのか、教育長になるのかです。

学校教育部長 新教育長になった場合、教育委員会が行った行政処分に対して不服だということで行政訴訟あるいは行政不服審査がなされる場合がありますが、それはやはり処分の名宛 て人に対して行うことになりますので、教育長がその代表になるものと考えております。

ただそのほかに、先ほどいじめの問題がありましたが、いじめ問題やその他の学校事故 等々で松戸市、地方公共団体、法人たる松戸市が訴訟の当事者となる場合は、松戸市の代表 者である市長が被告になると、そんなふうに理解しております。

委員長 恐らくそうでしょうね。そう思います。ただ言いたいことは、委員長でなくなるということです。

ありがとうございました。

市場委員 一つだけいいですか。

委員長 市場委員どうぞ。

市場委員 46ページの一番下の、現行は文化財の指定などに関する告示は委員長になっていますが、これが新法では全くどこにもないのですけれども、これはどういうことでしょうか。

教育財務課長 今の件につきましては、告示のほうに全てまとめさせていただいておりますので、こちらのほうは文の中には入っておりません。

市場委員 新教育長の一番上のところということですか。

教育財務課長 はい。

委員長 よろしゅうございますか。

市場委員はい。

委員長 それではご意見なければ、質疑及び討論を終結したいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 議案第87号を採決いたします。

議案第87号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第87号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

委員長 本日の議題は以上です。その他に移ります。事務局、何かご報告ありますか。特にありませんか。委員の皆さん、何かございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

◎閉 会

委員長 それでは以上をもちまして、平成27年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

閉会 午前11時20分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員